

川俣町復興推進計画

平成 30 年 1 月 17 日
福島県川俣町

1. 計画の区域 川俣町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。本町でも震度 6 弱を記録し、694 棟の住宅、工場、公共施設の全壊・半壊・一部損壊、さらには 101 箇所町道の路面の亀裂や沈下など、全町的に被害が生じた。

また、平成 29 年 3 月 31 日をもって避難指示は解除されたものの、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町の産業は深刻な被害を受けている。科学的根拠がないまま、川俣産であることで風評被害を受けており、発生当初は海外向け製品の受注量減少などにより、農業・商工業あわせて約 20.8 億円（平成 24 年 2 月 1 日現在）の経済的損失があった。風評被害は今もなお残っており、農林産品や工業製品を生産する被災事業者の事業再開・事業継続に悪影響をもたらしている。

このような中で、本町経済の活力再生のため、本計画の着実な推進により被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進するとともに、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進めることを本計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の中核的産業である繊維工業において、被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進するとともに、産業集積及び活性化を推進するため、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に新規立地するミツフジ株式会社（以下、「対象事業者」という。）が、川俣西部工業団地において、スマートウェアラブルシャツ等製造設備の設備投資をするために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における繊維工業は、本町の製造業における従業員数において第 4 位の中核的産業である。また、本事業は本町の繊維工業における製造品出荷額の約 23% を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、雇用創出効果につ

いても新規雇用者 35 名の雇用創出効果が見込まれる。

したがって、本事業は本計画の目標に掲げた「被災者の雇用継続及び新規雇用並びに企業の新規立地・投資を促進するとともに、産業の集積及び活性化を推進し、本町の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業
施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社南都銀行、株式会社東邦銀行

⑤ 特別の措置
本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画の実施により、対象事業者の生産能力が増強され、取引量の増加とともに当該地域内の繊維工業者への業務提携発注量の増大などの経済効果も期待される。当該地域の繊維工業の集積は、地域産業の核として持続的な発展や安定的な雇用創出に寄与することが期待される。

これらの効果は、本町における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき福島県の意見を聴取した。

また、川俣町、福島県、株式会社南都銀行、株式会社東邦銀行及び対象事業者を構成員とする川俣町復興推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項の規定に基づく協議を行った。